

厚生労働省における「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について

1. 「基本計画」における厚生労働省の施策（65項目、うち再掲5項目）

H17.12

H18.12

H19.12

H20.12

基本計画閣議決定

直ちにに取り組む施策 (38項目、うち再掲1項目)

- 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等
- 被害直後及び中期的な居住場所の確保
- PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

1年以内に実施又は結論を得る施策 (9項目、うち再掲1項目)

- 医療保険利用の利便性確保

2年以内に実施又は結論を得る施策（13項目、うち再掲2項目）

- 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施
- どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施
- 民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施

3年以内に実施又は結論を得る施策等（3項目）

- 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施

法律所定の検討時期等によるもの（2項目、うち再掲1項目）

2. 施策の進捗状況

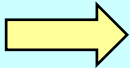
(1) 直ちに取り組むこととされている施策等の進捗状況

少年被害・児童虐待関係の主な対応施策

児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

いつでも相談に応じられる体制の整備を図る児童相談所における「24時間・365日体制強化事業」

平成17年度
43都道府県・
指定都市で実施



平成18年度
64都道府県・指定都市・
児童相談所設置市で実施

治療面から専門的な技術的相談に応じる等の児童相談所における「医療的機能強化事業」

平成
16年度
1県で実施



平成
17年度
6道県で実施



平成
18年度
10都道府県で
実施

少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置促進

- 平成19年1月、市町村において、関係機関が連携し、児童虐待等の対応を図る「要保護児童対策地域協議会」について、設置・運営指針の改正を行い、児童虐待防止対策のさらなる強化を図った。
- 平成19年5月、「児童虐待防止の防止に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、「要保護児童対策地域協議会」の設置が努力義務化された。(平成20年4月施行)

【要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止市町村ネットワークの設置市町村数及び設置率】

平成16年6月1日現在
市町村の設置率
39.8%



平成17年6月1日現在
市町村の設置率
51.0%



平成18年4月1日現在
市町村の設置率
69.0%



平成19年3月31日現在
(見込み)
市町村の設置率
85.1%

少年被害者のための治療等の専門家の養成等

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる小児科医や精神科医の養成方法を検討するため、平成17年より2年間にわたって「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書をまとめたところ。

平成18年度・平成19年度も、児童精神科医・児童福祉司・児童心理司の配置の促進を図っている。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
児童相談所	187カ所	191カ所	196カ所 (平成19年7月1日現在)
児童虐待相談対応件数	34,472件	37,343件	-
児童精神科医	51名	57名	-
児童福祉司	1,989名	2,147名	2,263名(速報値)
児童心理司	890名	941名	959名(速報値)

虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善

平成19年4月1日現在、27県・指定都市において実施(平成18年4月1日現在、17県・指定都市で実施)。

DV関係の主な対応施策

○ 被害直後及び中期的な居住場所の確保

(婦人相談所による一時保護や一時保護委託の適正な運用)

婦人相談所の一時保護所に加え、平成14年度からは配偶者からの暴力被害者について一定の基準を満たす婦人保護施設や民間シェルター等において一時保護を実施しており、被害者の個々の状況に応じて保護期間を柔軟に延長するなど適切に運用

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
婦人相談所	47力所	47力所	47力所
婦人相談員の設置数	904力所	915力所	980力所
一時保護の委託契約施設	198施設	229施設	256施設

(2) 1年以内に実施又は結論を出すこととされている施策の進捗状況

被害直後及び中期的な居住場所の確保(一時保護の現状等に関する調査及び施策の実施)

児童相談所、婦人相談所ともにデータを把握するための調査を行い、必要と考えられる施策に反映させている。

【児童相談所の一時保護所】

平成18年度に、

- 一時保護所の定員不足状態解消のための「一時保護施設等緊急整備計画」を策定(平成21年度までの策定を各自治体に求めている。)
- 一時保護所の心理療法担当職員の配置を全施設へ拡大

【婦人相談所の一時保護所】

平成19年度に、

- 同伴児童ケアを推進するため、同伴児童のケアを行う指導員の配置を全施設に拡大
- 一時保護所退所後の自立支援を推進するため、身元保証人を確保するための事業(身元保証人確保対策事業)を創設

被害回復のための休暇制度の導入の検討

平成18年度
犯罪などの被害に遭った
労働者が被害を回復する
ための休暇制度の導入に
つき、アンケートを実施

企業、労働者とも約9割が、
同制度を導入すべきという意見が
あることさえ知らないという状況

平成19年度
企業及び労働者に対し、同
制度の必要性に関するリー
フレットを作成
(11月上旬配布予定)

(3) 3年以内に実施又は結論を出すこととされている施策等の進捗状況

- 重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施
- 犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施
- 職員等に対する研修の充実等

平成17年度より厚生労働科学研究で
「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復
に関する研究」を3カ年計画で行っている。
具体的には、
犯罪被害者の精神状態についての実態
とニーズ調査
医療場面における犯罪被害者の実態と
ニーズの調査
精神保健福祉センター等の職員が犯罪
被害者に関わる場合のマニュアル作り
重度ストレスに対する心理治療の研究等
について調査研究
を実施。

研究成果
を踏まえ

・精神保健福祉センター等における相談
支援の方法の提示
・犯罪被害者に対応可能な専門家の養成
に資するカリキュラム、PTSD対策専門
研修会のカリキュラム、思春期精神保健
対策専門研修会のカリキュラムの見直し
等の必要な措置を検討することとしている。

犯罪被害者等の治療、保護などを行う施設の職員などの研修の充実を図っている。

- ・「PTSD対策専門研修会」に医師、コメディカルを対象としたアドバンストコースを設置(平成18年度より)
- ・「思春期精神保健対策専門研修会」に医師を対象としたアドバンストコースを設置(平成18年度より)、コメディカルを対象としたアドバンストコースを設置(平成19年度より)